

2009 年衆議院提出・雇用対策関連 3 法案と政府施策との比較 2009 年 3 月 5 日 作成：民主党

2008 年末提出の野党法案で、政府与党の施策もここまで追いついた

① — 1 雇用保険法改正案					
	現行	2009 民主党・社民党案	政府案	評価	備考
(1)国庫負担	・本則 1/4 × 55%	・国庫負担を維持し、本則 1/4 に戻す	?	×	国の雇用責任を明確にすべき
(2)保険料率	・ 12/1000	・料率引下げは行わない（含む二事業）	・ 0.4%料率引き下げ	×	厳しい雇用失業情勢にあつて、保険料率の引き下げは不可解
(3)基本手当の受給資格要件	・1年以上の被保険者資格が必要 ・特定受給資格者の場合は6月	・必要な被保険者期間を6月に短縮	・現行どおり	△	特定受給資格者とそうでない場合の区分が必要か
(4)適用要件	・1年以上の雇用見込み	・雇用される者は原則被保険者（65歳以降に雇用される者等は除く）	・6か月以上の雇用見込み	×	セーフティネットに穴があいてはならない。
(5)給付日数	・特 定：90～330日 ・その他：90～150日	・1年以上被保険者の特定受給資格者で、35歳以上60歳未満は30日延長	・再就職が困難な場合 60日延長（職安長が認めた場合）	-	
(6)給付日額	・離職前賃金の80～50% →60歳未満 4060円以下で80% →同 11750円以下で50%	・賃金日額 4060円以下は給付率 100%	・現行どおり	×	4060円の80%では、最賃にも満たない
(7)雇止め労働者の取り扱い	・特定受給資格者になるには一定の要件が必要 →有期で3年の継続雇用 →契約更新の明示	・原則として特定受給資格者とする	・暫定的に（3年間）特定受給資格者と同様の扱いにする	△	政府案は暫定措置である必要が不明
(8)施行日	—	・ 2009年4月 ・ ただし(3)と(7)については、2008年12月9日に遡って適用	・基本的に2009年4月	○	政府は「生活防衛のための緊急対策」において、失業者の住宅継続使用の助成を省令改正以前の2008年12月9日に遡って適用している。
(9)その他	—	・ 派遣労働者について、短期雇用特例被保険者として特例一時金を給付 ・ 特例一時金の給付期間を延長（40（本則30）日→60日） ・ マルチジョブホルダーに対する適用について施行後3年を目途に必要な措置	・ 常用就職支度手当引上げ ・ 再就職手当引上げ ・ 訓練延長給付引上げ	-	

● 2009 民主党案のうち、二重線は昨年 3 党提出の雇用保険法改正案に盛り込まれていた内容で、今回削除したもの。

①ー２ 住まいと仕事の確保法案（雇用保険法改正案）				
項目	2009 民主党・社民党案	政府のこれまでの施策	評価	備考
(1)法の有無	あり	なし	×	
(2)対象者	失業により住居がなくなった元・派遣労働者や、住居があっても雇用保険の受給資格がなく困窮している失業者など	事業主都合による離職者のうち、当該離職に伴ってそれまで入居していた社員寮からの退去を余儀なくされるなどによって住居喪失状態となっている者	○	
(3)支援内容	以下セットで行う。 (1)職業・教育訓練あるいは職業紹介 (2)住宅（アパートやワンルームマンション、雇用促進住宅や公営住宅等の提供や住宅の賃貸に必要な初期費用の支援、公営宿泊施設の提供）を含めた生活支援（借り上げによる現物貸与） (3)現金貸与	○費用などの必要な資金を貸し付け、住居と安定的な就労が円滑に確保できるよう、住宅入居初期費用、家賃補助費、生活・就職活動費を支援 ○離職により、社員寮等からの退去を余儀なくされ、住まいに困っている求職者に、全国で使用可能な雇用促進住宅の空き部屋（1.3万戸）活用、公営住宅の借り上げ支援 等	○	支援自体に反対するものではないが、予算が成立しないと、本格実施できない
(4)実施主体	住まいと仕事の相談機能の一元化が望ましく、当面、ハローワークで実施。	ハローワーク等	○	
(5)受給要件	(1)労働者派遣や期間の定めのある雇用を通じて、雇用の実績が例えば過去半年以内にある。 (2)現に生活する住居（自己保有・賃貸等）が確保されていない。ただし、生活保護受給の際の資力調査などは実施しない。 (3)ハローワークにおいて求職登録をし、カウンセラーによる相談や助言、情報提供を受け、「個別就業支援計画」のもとで職業指導や必要に応じて企業等での職業訓練を受けることができ、就職に結びつける意欲が見込まれる。	貸付要件は以下のとおり。 (1)事業主都合による離職に伴って住居喪失状態となっている離職者 (2)常用就職の意欲が認められ、就職活動を行うこと (3)貯金・資産がないこと (4)離職前に主として世帯の生計を維持していた者	△	職業訓練との結びつきが見えない
(6)貸与額等	雇用保険の失業給付と生活保護基準（生活扶助）を勘案、地域事情等に応じて適切な額	住宅入居初期費用貸付上限額 50 万円 家賃補助費貸付上限額 36 万円 生活・就職活動費上限 100 万円	○	
(7)返済方法	返済は6ヵ月後からとし、以下の場合返済免除。 ○ハローワークの紹介により就職し、継続した雇用が見込まれる。 ○職業訓練先において、熱心に受講していると認めら	○担保・保証人不要。所定の信用保証機関を利用 ○貸付利率 1.5% ○返済は元金据え置き 6 ヶ月。10 年以内に元利均等月賦償還	×	そもそも労働能力がありながら、雇用保険に加入できなかった人たちが困窮し、住居もな

	れ、雇用が見込まれる。	○貸付 6 ヶ月後の時点で雇用保険一般被保険者として就職していた場合は、返済額一部免除		い状況に陥っており、国の雇用のセーフティネットについての失政を認め、返済免除の枠を広げるべき
(8)必要財源	○現金給付については、5万人が利用すれば最大で年間 600 億円の予算が必要 ○アパート等入居に必要な初期費用及び家賃の支払いに必要な資金を一人あたり 100 万円（大都市圏）と想定し、5万人が利用すれば最大で年間 500 億円の予算が必要 ○緊急対策であり、労働保険特別会計雇用勘定の二事業のうち、雇用安定事業のメニューとして実施	退去させずに無償で住宅を貸与する事業主への助成とあわせ、補正予算 40 億円、本予算 255 億円。いずれも労働保険特別会計雇用勘定から支出	○	返済されなかった分についての補填のため、予算額としては少ない。 平成 19 年度決算ベースで、雇用安定資金残高は 1 兆 679 億円。
(9)住宅提供する事業主支援	寮を賃貸している派遣事業者等には派遣労働者に即時退去を通告せずに一定期間居住できるよう配慮を求める。また、住居を一定期間（例えば 6 ヶ月）提供した事業主（派遣元・派遣先事業所）に対しては、家賃助成等を行う（雇用保険法改正案）。雇用安定事業のメニューとして実施	退去させずに無償で住宅を貸与する事業主への助成	○	積極的に進めるべき
(10)外国人労働者の相談窓口等支援	<ul style="list-style-type: none"> 外国人労働者の雇い止めなど雇用・労働に関わる相談窓口をハローワーク等に開設し、通訳を配置するなどきめ細かい相談に応じる。 上記支援後、なお、再就職が困難で、能力開発訓練を受けかつ就職に結び付ける意欲が見込まれれば、民主党の求職者支援法（下記②）のスキームに、日本語学校における日本語教育を含めた能力開発訓練を盛り込む。 	非正規労働者就労支援センターの設置。求人開拓体制の強化。日系人集住地区のハローワークでの通訳・相談員の増員など。補正はセンター設置に 1.9 億円。求人開拓 61 人増、通訳等 4000 万円。本予算でナビゲーター及び通訳を市町村 41 人増、ハローワークで 48 人増	△	十分とはいえない。きめ細やかなサービスが必要

② 求職者支援法案＝社員のリストラ・「2009年問題」に対応			
項目	2009 民主党・社民党・国民新党案	政府 無	備考
(1)法の有無と目的	有。現下の厳しい雇用失業情勢の下、社員のリストラがはじまり、また、製造業派遣の契約期間が一斉に切れはじめる「2009年問題」が近づいていることから、職を失う労働者が新たな産業で雇用されるよう再就職支援が鍵となる。能力開発訓練中の生活を安定させるため、雇用保険と生活保護制度との中間に位置する新たなセーフティネットを創設する。		民主党は平成13年と15年に「雇用保険の財政の安定化及び求職者等に対する能力開発支援のための緊急措置に関する法律案」を提出
(2)対象者	雇用保険の受給を終わってもなお再就職が困難な長期失業者や、非自発的な理由で廃業に追い込まれた自営業者など。正社員でリストラにあった人や2009年問題に伴い労働契約が更新されなかった元・派遣労働者などに対応。		
(3)支援内容	① 雇用保険の受給を終えた失業者等に対して、就職及び新たな事業を開始するために必要な能力開発訓練を受けている間、最高月10万円程度（扶養家族がある場合は12万円程度）の手当を支給する。 ② 医療保険について、被用者保険に加入していて解雇等により離職した失業者が、退職後、任意継続被保険者については2年間、国民健康保険の被保険者については1年間、在職中の保険料（税）の水準を維持することとし、保険者の減収については一般会計から補助する。		① 必要経費は年間約4424億円を見込む ② 保険料が前年度収入を基準に算定され経済的負担が大きい。必要経費は年間600億円
(4)実施主体	ハローワーク（②はハローワークで解雇等により離職した旨認定を受けるか、労働者がその証明をもって保険者に申請）		
(5)(3)の①の手当の受給要件	ハローワークにおいて求職登録をし、カウンセラーによる相談や助言、情報提供を受け、「個別就業支援計画」のもとで職業指導及び能力開発訓練を受け、かつ就職に結びつける意欲が見込まれる人で、以下のいずれかにあてはまる人。一時的な所得や資産状況は勘案しない。 ①雇用保険法による求職者給付を受給していた者で、その受給が終了した人 ②自身の破産、再生手続き開始や取引先の破産、再生手続き開始やこれらに準ずる理由で、その営む事業を廃止した小規模企業者 ③このほか①②に準ずる者		受給開始後は、一月に1回、ハローワークに出向くなどして失業と訓練について認定を受ける。
(6)給付額等	受給資格の認定後3年間。日額5,000円（扶養家族がある場合は日額6,000円）、支給日数は2年が限度。		訓練日に支給される。
(7)訓練内容	農林水産業・介護・医療分野を含め、比較的長期の能力開発訓練を想定。		
(8)必要財源	手当は一般会計から支出する。能力開発訓練および交通費（日額1,000円相当）は二事業から拠出する。		
(9)その他	<ul style="list-style-type: none"> 雇用保険の受給対象からそもそも外れているフリーター、母子家庭の母、日雇い派遣等不安定労働者などで、当面の生活の基盤を整えるためには、「住まいと仕事の確保法案」で対応する。 本来「労働者」として、雇用保険に入るべきでありながら、「一年以上の雇用の見込みがない」という理由で雇用保険に入ることができなかった元派遣労働者等非正規労働者のうち、再就職が困難で、能力開発訓練を受けかつ就職に結びつける意欲が見込まれれば、本法案の対象となる。 外国人労働者を対象に、日本語学校において日本語教育を含めた能力開発訓練を実施し、これを本法案のスキームに盛り込む。 		

③内定取消規制法案					
項目	現行	2009 民主党・社民党・国民新党案	政府の施策	評価	備考
(1)法律の制定	なし	<p>法案あり</p> <p>○採用内定の通知と労働契約との関係 使用者が、労働者になろうとする者に対して、就労に先立ち、採用する旨の通知を発したときは、その時において労働契約が成立したものと推定するものとする。</p> <p>○内定取消し</p> <p>1 使用者は、労働者の就労開始前における労働契約の解除（以下「内定取消し」という。）をする場合があるときは、あらかじめ、当該労働契約の相手方（以下「内定者」という。）に対し、内定取消しの事由を書面により明示しなければならないものとする。</p> <p>2 内定取消しは、客観的に合理的な理由に基づき、社会通念上相当であると認められる場合でなければ、無効とするものとする。</p> <p>3 内定取消しが行われた場合において、内定者が当該内定取消しの理由について証明書を請求したときは、使用者は、七日以内にこれを交付しなければならないものとする。</p>	法案なし	×	採用内定とは、就労を始めるのが学校卒業直後とされているが、すでに労働契約は成立している。この内定取り消しを規制するルールはすでに最高裁判例となっているが、一般に広く知られているとはいえない。これまで判例として明らかになっていることをきちんと法律にすることは、無用な紛争の発生を事前に防止することになる。内定取り消しで泣き寝入りする必要はないのだと生徒・学生に強く意識づけ、同時に社会への信頼を裏切らないことにもつながる。
(2)悪質な取消しの公表	規定なし	規定する	規定する	○	職業安定法施行規則の改正等実施。新卒者の就職内定を取り消した企業名の公表制度を19日開始。(1)2年以上連続で取り消し(2)同一年度内に10人以上を取り消し（他の雇用先を紹介し、速やかに就職が決まった場合を除く）(3)事業縮小を余儀なくされていると明らかに認められない(4)取り消し理由について学生に十分な説明をしていない(5)内定を取り消した学生に対し就職支援を十分に行っていない——の5項目のうち一つでも該当する場合に公表。